

「日常生活用具給付等事業」において発達障害・精神障害を対象とする自治体の事例

No.	都道府県	区市町村	種目	対象者 (精神障害・発達障害の関連部分を抜粋)	参考URL
1	北海道	札幌市	頭部保護帽	次のいずれかの要件を満たしている者 ウ てんかんを事由とした精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者で、転倒の恐れがある者	札幌市重度障がい者(児)等日常生活用具給付事業実施要綱(平成18年9月29日保健福祉局理事決裁、最近改正令和6年4月1日)別表1 <a href="https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/guide/documents/beppyou1.pdf">https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/guide/documents/beppyou1.pdf</a>
			火災警報器	次のいずれかの要件を満たしている者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者(児)のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。 ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者	
			自動消火器	次のいずれかの要件を満たしている者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者(児)のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。 ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者	
2		斜里町	視覚的支援ツール	療育手帳を持っている40歳未満の方 児童発達支援サービスを利用されている方	<a href="https://www.town.shari.hokkaido.jp/soshikikarasagasu/chiikifukushi/fukusi/2803.html">https://www.town.shari.hokkaido.jp/soshikikarasagasu/chiikifukushi/fukusi/2803.html</a>
3		厚岸町	火災警報器	障害等級2級以上の身体障害者手帳を有する者、重度若しくは最重度の知的障害を有する者、又は障害等級1級の精神障害者保健福祉手帳を有する者で、いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者。なお、同一世帯への給付は2台を限度とする。	厚岸町障害者等日常生活用具給付等事業実施規則(平成18年9月29日規則第61号、令和6年4月1日施行) <a href="https://www.akkeshi-town.jp/reiki_file/reiki_honbun/a204RG00000943.html#e000000394">https://www.akkeshi-town.jp/reiki_file/reiki_honbun/a204RG00000943.html#e000000394</a>
			自動消火器	次のいずれかの要件を満たしている者。ただし、火災発生の感知及び非難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。 (3)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者	
4	青森	青森市	頭部保護帽	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する方	青森市「日常生活用具の給付」(2025年1月18日更新) 日常生活用具給付品目(障害別)【精神障害者保健福祉手帳所持】 <a href="https://www.city.aomori.aomori.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/002/894/seishin.pdf">https://www.city.aomori.aomori.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/002/894/seishin.pdf</a>
			火災警報器	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な方	
			自動消火器	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な方	
			電磁調理器	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な方	
5		一関市	頭部保護帽	身体障害者手帳の平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害の障害者及び障害児、てんかんの発作等により頻繁に転倒する療育手帳の重度又は最重度の障害者及び障害児、てんかんの発作等により頻繁に転倒する精神障害者	一関市「日常生活用具費の給付」(2022年2月15日更新) 重度障がい児(者)の日常生活用具の種目一覧 <a href="https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/index.cfm/28,127996,c,html/127996/20200904-104803.pdf">https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/index.cfm/28,127996,c,html/127996/20200904-104803.pdf</a>
6		岩手町	頭部保護帽	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は自立支援医療(精神通院医療)を受給している者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	岩手町地域生活支援事業実施要綱(令和4年3月1日告示第22号、令和5年10月1日施行) <a href="https://www.town.iwate.iwate.jp/reiki/reiki_honbun/c117RG00000931.html#e000001994">https://www.town.iwate.iwate.jp/reiki/reiki_honbun/c117RG00000931.html#e000001994</a>
7		二戸市	電磁調理器	視覚障害2級以上の者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)、重度知的障害者及び重度精神障害者(いずれも18歳以上の者に限る。)ただし、入院している者及び施設に入所している者を除く。	二戸市障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱(平成18年1月1日告示第56号) <a href="https://www.city.ninohe.lg.jp/div/soumu/htm/d1w_reiki/H418902500056/H418902500056.html">https://www.city.ninohe.lg.jp/div/soumu/htm/d1w_reiki/H418902500056/H418902500056.html</a>

No.	都道府県	区市町村	種目	対象者 (精神障害・発達障害の関連部分を抜粋)	参考URL
8	宮城	仙台市	頭部保護帽	知的障害児者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は自立支援医療(精神通院医療)を受給している者であって、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	仙台市障害児者日常生活用具費支給事業実施要綱(平成元年3月31日民政局長決裁) <a href="https://www.city.sendai.jp/shogai-kikaku/curashi/kenkotofukushi/shogai/shien/shien-center/sogoshien/shogaisha/documents/youkou.pdf">https://www.city.sendai.jp/shogai-kikaku/curashi/kenkotofukushi/shogai/shien/shien-center/sogoshien/shogaisha/documents/youkou.pdf</a>
9		亘理町	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する者及び重度又は最重度と判定された知的障害者・児及び精神障害者及び自立支援医療(精神通院)受給者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	亘理町障害者等日常生活用具給付事業実施要綱(平成18年9月29日告示第154号、令和5年4月1日施行) <a href="https://www.town.watari.miyagi.jp/reiki_int/reiki_honbun/c219RG00000617.html#e000000354">https://www.town.watari.miyagi.jp/reiki_int/reiki_honbun/c219RG00000617.html#e000000354</a>
			火災警報器	身体障害、知的障害、精神障害の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	
			自動消火器		
			電磁調理器	視覚障害2級以上の者及び重度又は最重度と判定された知的障害者並びに精神障害1級以上の高次脳機能障害者で、18歳以上のもの(単身世帯及びこれに準ずる世帯)	
10	秋田	秋田市	頭部保護帽	肢体不自由者等でてんかんの発作等により頻繁に転倒する身体障がい児および身体障がい者ならびに精神障害者保健福祉手帳1級の精神障がい者	秋田市日常生活用具給付等事業実施要綱(平成18年9月29日秋田市福祉保健部長決裁) <a href="https://www.city.akita.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/002/708/konkyo1_2.pdf">https://www.city.akita.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/002/708/konkyo1_2.pdf</a>
			火災警報器	火災発生の感知および避難が著しく困難な身体障害者手帳2級以上、療育手帳Aおよび精神障害者保健福祉手帳1級の障がい者であって、持ち家を原則とし、当該障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するものに限る。	
			自動消火器	火災発生の感知および避難が著しく困難な身体障害者手帳2級以上、療育手帳Aおよび精神障害者保健福祉手帳1級の障がい者であって、持ち家を原則とし、当該障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するものに限る。	
11		横手市	頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れがある身体障害者(児)。又は、重度又は最重度の障害知的障害者(児)もしくは精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	横手市「日常生活用具の給付等における申請書」(2024年7月23日更新) 日常生活用具給付品目 <a href="https://www.city.yokote.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/004/956/hinnmoku.pdf">https://www.city.yokote.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/004/956/hinnmoku.pdf</a>
12	山形	長井市	頭部保護帽	③てんかん発作等により頻繁に転倒する精神障害者保健福祉手帳1級の者(児含む)	長井市福祉あんしん課生活支援係「日常生活用具給付事業ガイドブック 令和6年4月版」 <a href="https://www.city.nagai.yamagata.jp/material/files/group/11/nitigugaidoR6.pdf">https://www.city.nagai.yamagata.jp/material/files/group/11/nitigugaidoR6.pdf</a>
13		村山市	視覚的支援ツール	詳細不明(自治体ウェブサイトの情報なし)	<a href="https://omemedo.ocnk.net/diary-detail/204">https://omemedo.ocnk.net/diary-detail/204</a>
14		戸沢村	火災報知器	障害種別に関わらず火災発生の感知・避難が困難(障害等級2級以上)	戸沢村重度障害(児)者日常生活用具給付実施要綱(平成18年10月1日訓令第12号、平成18年10月1日施行) <a href="https://www.vill.tozawa.yamagata.jp/other/reiki/reiki_honbun/c428RG00000429.html">https://www.vill.tozawa.yamagata.jp/other/reiki/reiki_honbun/c428RG00000429.html</a>
			自動消火器		

No.	都道府県	区市町村	種目	対象者 (精神障害・発達障害の関連部分を抜粋)	参考URL
15	福島	会津若松市	頭部保護帽	(2) てんかんの発作等により頻繁に転倒する重度若しくは最重度の知的障がい児(者)、精神障がい者	会津若松市「日常生活用具一覧」(R6.1.1最新版) <a href="https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2024020500034/file_contents/nichijouseikatuyouguichiran.pdf">https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2024020500034/file_contents/nichijouseikatuyouguichiran.pdf</a>
			火災警報器	身体障がい等級2級以上の者又は重度若しくは最重度の知的障がい児(者)、精神障がい等級1級の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯と認められるものに限る。)	
			自動消火器	身体障がい等級2級以上の者又は重度若しくは最重度の知的障がい児(者)、精神障がい等級1級の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯と認められるものに限る。)	
16		白河市	頭部保護帽	身体障害者手帳の交付を受けた障害者等であって、当該手帳の障害区分に下肢、体幹若しくは平衡機能障害を有する者又は知的障害者及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、てんかん発作等により頻繁に転倒する者	白河市「日常生活用具一覧」(2023年9月1日更新) <a href="https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/data/doc/1693566906_doc_55_0.pdf">https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/data/doc/1693566906_doc_55_0.pdf</a>
17	茨城	水戸市	頭部保護帽	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者のうち、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	水戸市障害者日常生活用具給付事業実施要項(平成18年10月1日水戸市告示第182号) <a href="https://www.city.mito.lg.jp/uploaded/attachment/41499.doc">https://www.city.mito.lg.jp/uploaded/attachment/41499.doc</a>
18		笠間市	イヤーマフ・デジタル耳栓	知的障害者又は精神障害者で、医師により聴覚過敏があると認められる者	笠間市「日常生活用具の給付種目の追加・対象者拡大」(2024年4月1日更新) <a href="https://www.city.kasama.lg.jp/page/page006930.html">https://www.city.kasama.lg.jp/page/page006930.html</a>
			頭部保護帽	身体障害者で歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れがある者又は知的障害者及び精神障害者でてんかんの発作などにより頻繁に転倒する者	
			視覚障害者等用ポータブルレコーダー	上肢機能障害2級以上又は視覚障害の者 上記と同等の状態にある難病患者等 読字に困難がある発達障害者(児)で、医師により有用性が認められる者	
19	栃木	宇都宮市	頭部保護帽	②てんかんの発作等により頻繁に転倒する重度の知的障害児・者及び精神障害者1級	宇都宮市重度障害者児日常生活用具給付事業実施要綱(平成18年10月1日告示第176-2号) <a href="https://www.city.utsunomiya.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/013/816/konkyokihan/101.pdf">https://www.city.utsunomiya.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/013/816/konkyokihan/101.pdf</a>
			火災警報器	③精神障害者1級で、火災発生の感知・避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	
			自動消火器	③精神障害者1級で、火災発生の感知・避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	
20		小山市	頭部保護帽	平衡機能障がい者、下肢障がい者、体幹機能障がい者、知的障がい者、(A1、A2)、精神障がい者、難病患者であり、重度または最重度でてんかんの発作等により頻繁に転倒等により頭部を強打する恐れのある者	小山市「日常生活用具の給付(地域生活支援事業)について 令和5年4月内容改正」(2023年6月1日更新) <a href="https://www.city.oyama.tochigi.jp/kenkou-fukushikaigo/shougai/shien/page003820.html#a2">https://www.city.oyama.tochigi.jp/kenkou-fukushikaigo/shougai/shien/page003820.html#a2</a>
			火災警報器	火災発生の感知および避難が著しく困難な障がい者のみの世帯で以下の手帳を有する者	
			自動消火器	・精神障がい者1級	
21		下野市	頭部保護帽	下肢・体幹・平衡機能障害2級以上、知的障害A・A1・A2、精神障害2級以上	下野市地域生活支援事業実施要綱(平成26年4月1日告示第59号、令和6年5月13日施行) <a href="https://www.city.shimotsuke.lg.jp/statics/reiki_int/reiki_honbun/r295RG00001341.html#e000001618">https://www.city.shimotsuke.lg.jp/statics/reiki_int/reiki_honbun/r295RG00001341.html#e000001618</a>
			火災警報器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯。かつ以下の手帳を所持している者	
			自動消火器	・精神障害	
			電磁調理器	視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)、知的障害A・A1・A2、精神障害	

No.	都道府県	区市町村	種目	対象者 (精神障害・発達障害の関連部分を抜粋)	参考URL
22	群馬	前橋市	頭部保護帽	知的障害・精神障害:てんかんの発作や自傷行為等により、頻繁に頭部を強打する危険性がある者	前橋市重度障害児者等日常生活用具給付等事業実施要綱 別表1 <a href="https://www.city.maebashi-gunma.jp/material/files/group/39/R6nisseiguitiran.pdf">https://www.city.maebashi-gunma.jp/material/files/group/39/R6nisseiguitiran.pdf</a>
			火災警報器	身体障害2級以上、知的障害A2またはA1、精神障害1級:火災発生の感知及び避難が著しく困難な同居の者またはこれに準ずる世帯の者	
			自動消火器		
23		みなかみ町	頭部保護帽	てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害者・精神障害者	みなかみ町重度障害者日常生活用具給付事業実施要綱(平成18年10月1日告示第77号) <a href="https://www.town.minakami-gunma.jp/life/08shakai/fukushi/syakaihukushihozyokin/files/yoguyoko.pdf">https://www.town.minakami-gunma.jp/life/08shakai/fukushi/syakaihukushihozyokin/files/yoguyoko.pdf</a>
			火災警報器	障害等級2級以上の身体障害者、知的障害者更生相談所において知的障害者として判定された障害の程度が重度又は最重度である者及び障害等級1級の精神障害者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	
			自動消火器		
24	埼玉	桶川市	火災警報器	次のいずれかに該当する者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) ・精神障害1級の者	桶川市障害者日常生活用具給付事業実施要綱(平成18年9月29日告示第166号、令和5年5月1日施行) <a href="https://www.city.okegawa.lg.jp/section/reiki/reiki_int/reiki_honbun/e332RG00000634.html#e000000570">https://www.city.okegawa.lg.jp/section/reiki/reiki_int/reiki_honbun/e332RG00000634.html#e000000570</a>
			自動消火器	次のいずれかに該当する者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) ・精神障害1級の者	
25		所沢市	頭部保護帽	(3)精神障害者でてんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	所沢市重度障害者等日常生活用具費支給事業実施要綱(平成18年9月26日、平成28年3月31日改正) <a href="https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kenko/syogai/fukushi/syogofu20160726180243240.files/nitijouseikatuyougu.pdf">https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kenko/syogai/fukushi/syogofu20160726180243240.files/nitijouseikatuyougu.pdf</a>
			火災警報器	次のいずれかに該当する者であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。) (3)精神障害者	
			自動消火器	次のいずれかに該当する者であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。) (3)精神障害者	
26	千葉	千葉市	頭部保護帽	精神障害者:てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	千葉市障害者日常生活用具費支給等事業実施要綱別表 日常生活用具の種目及び性能・基準額 <a href="https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/jiritsu/documents/kaiseigobeppyou.pdf">https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/jiritsu/documents/kaiseigobeppyou.pdf</a>
			火災警報器	精神障害者:火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	
			自動消火器		
27		富津市	火災報知機	精神障害1・2級(※障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	富津市「日常生活用具・住宅改修費の給付」(2019年11月6日)一覧表 <a href="https://www.city.futtsu.lg.jp/0000002640.html">https://www.city.futtsu.lg.jp/0000002640.html</a>
			自動消火装置		
28	東京	武蔵村山市	火災報知器	③精神障害者で、2級以上の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。)	武蔵村山市障害者(児)日常生活用具給付事業実施要綱(平成7年9月12日訓令(乙)第113号) <a href="https://www2.city.musashimurayama.lg.jp/reiki/H407902220113/H407902220113.html">https://www2.city.musashimurayama.lg.jp/reiki/H407902220113/H407902220113.html</a>
			自動消火装置		
29		墨田区	T字杖・棒状のつえ	下肢、体幹機能障害または精神障害者、重度の内部障害者	墨田区「日常生活用具の給付」(2024年10月25日更新)種目一覧 <a href="https://www.city.sumida.lg.jp/kenko_fukushi/syougai/kaiteki/nitizyouyougu.files/nitigu.pdf">https://www.city.sumida.lg.jp/kenko_fukushi/syougai/kaiteki/nitizyouyougu.files/nitigu.pdf</a>
			多点杖	精神障害者	
			頭部保護帽	平衡機能または下肢若しくは体幹機能障害・知的障害者(児)・精神障害者	
30		新宿区	頭部保護帽	2 知的障害者(児)・精神障害者(児)で、障害の程度が最重度又は重度のもので、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	新宿区日常生活用具等給付等事業実施要綱(平成19年2月2日18新福障経第1886号福祉部長決定)別表第一 日常生活用具一覧表 <a href="https://www.city.shinjuku.lg.jp/content/000364408.pdf">https://www.city.shinjuku.lg.jp/content/000364408.pdf</a>
			火災警報器	2 知的障害者(児)・精神障害者で、障害の程度が最重度又は重度のもの	
			電磁調理器	4 18歳以上の知的障害者・精神障害者で、障害の程度が最重度又は重度のもの	

No.	都道府県	区市町村	種目	対象者 (精神障害・発達障害の関連部分を抜粋)	参考URL
31	神奈川県	横浜市	頭部保護帽	(2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、又は自立支援医療(精神通院医療)を受給している者で、転倒等により頭部を強打するおそれのある者	横浜市重度障害者(児)日常生活用具給付等事業実施要綱(制定 昭和45年8月25日局長決裁、最近改正 令和4年9月1日健障自第1503号局長決裁) <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/fukushi-kaigo/fukushi/annai/yogu/nichijyo-yogu/20220627094244845.files/0054_20221007.pdf">https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/fukushi-kaigo/fukushi/annai/yogu/nichijyo-yogu/20220627094244845.files/0054_20221007.pdf</a>
			自動消火器	(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、障害程度が2級以上の者	
			屋外用警報機	(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、障害程度が2級以上の者	
32		川崎市	頭部保護帽	知的障害児・者又は精神障害児・者で、てんかんの発作や自傷行為等により頭部を強打する危険性のあるもの	川崎市障害児(者)日常生活用具給付等事業実施要綱(令和6年6月12日施行) <a href="https://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/cmsfiles/contents/0000008/8364/youkou_240612.pdf">https://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/cmsfiles/contents/0000008/8364/youkou_240612.pdf</a>
			自動消火器	障害種別に関わらず火災発生の感知・避難が困難な障害者世帯	
33	新潟	長岡市	頭部保護帽(オーダーメイドA・B)	3 精神障害者保健福祉手帳所持者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するおそれがあり、かつ、医師に必要と認められたもの	長岡市重度障害者・障害児日常生活用具費給付事業実施要綱(平成19年1月26日告示第56号、令和4年4月1日施行) <a href="https://www.city.nagaoka.niigata.jp/shisei/cate03/jyourei/reiki/reiki_honbun/e403RG00001353.html#e000000288">https://www.city.nagaoka.niigata.jp/shisei/cate03/jyourei/reiki/reiki_honbun/e403RG00001353.html#e000000288</a>
			頭部保護帽(レディメイドA・B)	3 精神障害者保健福祉手帳所持者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するおそれのあるもの	
34		胎内市	頭部保護帽(レディメイド)(オーダーメイド)	平衡又は下肢若しくは体幹機能障害者重度又は最重度の知的障害児者及び精神障害者(てんかんの発作等により頻繁に転倒する者)	胎内市日常生活用具給付事業実施要綱(平成18年12月28日告示第150号、令和5年4月1日施行) <a href="https://www1.g-reiki.net/tainai/reiki_honbun/r192RG00000879.html#e000000222">https://www1.g-reiki.net/tainai/reiki_honbun/r192RG00000879.html#e000000222</a>
			火災警報機	障害の種別に係わらず火災発生の感知及び非難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	
			自動消火器		
35	富山	高岡市	頭部保護帽	精神障がい 1～3級	高岡市「日常生活用具の給付等」(2024年06月28日更新)日常生活用具一覧表 <a href="https://www.city.takaoka.toyama.jp/material/files/group/35/guide2024-yougu.pdf">https://www.city.takaoka.toyama.jp/material/files/group/35/guide2024-yougu.pdf</a>
36		入善町	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障害者(児)。又は、重度又は最重度の知的障害者(児)若しくは精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	入善町日常生活用具給付事業実施要綱(平成18年9月29日告示第53号、令和6年5月27日施行) <a href="https://www1.greiki.net/nyuzen/reiki_honbun/i017RG00000498.html">https://www1.greiki.net/nyuzen/reiki_honbun/i017RG00000498.html</a>
37	石川	珠洲市	頭部保護帽A・B	平衡機能または下肢もしくは体幹機能障害てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害児(者)・精神障害者	珠洲市「障害者福祉について」(2024年10月1日更新)日常生活用具給付等事業 <a href="https://www.city.suzu.lg.jp/soshiki/6/1507.html">https://www.city.suzu.lg.jp/soshiki/6/1507.html</a>
			火災警報器	障害種別に関わらず火災発生の感知・避難が困難な者2級以上または療育手帳A所持者	
			自動消火器	障害種別に関わらず火災発生の感知・避難が困難な者2級以上	
38		金沢市	電磁調理器	視覚障害2級以上の障害者又は療育手帳A所持者もしくは精神障害者保健福祉手帳1級所持者で18歳以上のもの 視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る	金沢市「日常生活用具の申請について」日常生活用具種目一覧(手帳所持者) <a href="https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/shogaifukushika/gyomuannai/3/6/9308.html">https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/shogaifukushika/gyomuannai/3/6/9308.html</a> <a href="https://www4.city.kanazawa.lg.jp/material/files/group/52/nichijyouseikatsuyouguichiran.pdf">https://www4.city.kanazawa.lg.jp/material/files/group/52/nichijyouseikatsuyouguichiran.pdf</a>
			火災警報器	2級以上の身体障害者手帳所持者又は療育手帳A所持者もしくは精神障害者保健福祉手帳1級所持者	
			自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	
39		輪島市	頭部保護帽	平衡機能、下肢若しくは体幹機能に障害のある者又はてんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害児(者)若しくは精神障害者	輪島市「日常生活用具の申請」(2017年2月9日) <a href="https://www.city.wajima.ishikawa.jp/docs/2017020900072/">https://www.city.wajima.ishikawa.jp/docs/2017020900072/</a>
			火災警報器	障害種別にかかわらず火災発生の感知若しくは避難が困難な者(2級以上)又は療育手帳A所持者	
			自動消火器		

No.	都道府県	区市町村	種目	対象者 (精神障害・発達障害の関連部分を抜粋)	参考URL
40	福井	南越前町	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒するおそれのある身体障害者(児)。又は、重度又は最重度の知的障害者(児)若しくは精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	南越前町日常生活用具給付等事業実施要綱(平成18年10月1日告示第30号、平成31年4月1日施行) <a href="https://www1.g-reiki.net/town.minamiechizen/reiki_honbun/r196RG00000542.html#e000000246">https://www1.g-reiki.net/town.minamiechizen/reiki_honbun/r196RG00000542.html#e000000246</a>
41		池田町	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒するおそれのある身体障害者(児)。又は、重度又は最重度の知的障害者(児)若しくは精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	池田町日常生活用具給付等事業実施要綱(平成18年9月14日訓令第3号、令和4年6月16日施行) <a href="https://www.town.ikedate.fukui.jp/contents/reiki/reiki_honbun/i221RG00000420.html">https://www.town.ikedate.fukui.jp/contents/reiki/reiki_honbun/i221RG00000420.html</a>
42		大野市	頭部防護帽	(2)てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害者(児)及び精神障害者	大野市日常生活用具給付事業実施要綱(平成19年2月28日告示第27号、改正令和5年3月31日告示第151号)
	火災警報器		障害等級2級以上の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。)	<a href="https://www.city.ono.fukui.jp/kenko/sonota-kenko/todokedesho.files/0001_20230417.pdf">https://www.city.ono.fukui.jp/kenko/sonota-kenko/todokedesho.files/0001_20230417.pdf</a>	
	自動消火器				
43	山梨	昭和町	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者(児)。てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害者(児)、精神障害者	昭和町障害者日常生活用具給付等事業実施要綱(平成16年3月29日訓令第4号、令和4年9月21日施行) <a href="https://www1.g-reiki.net/town.showa.yamanashi/reiki_honbun/e637RG00000466.html">https://www1.g-reiki.net/town.showa.yamanashi/reiki_honbun/e637RG00000466.html</a>
44		富士川市	頭部保護帽	平衡機能障害又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れがある障害者(児)。又は、重度の知的障害者(児)若しくは精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	富士川町障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱(平成22年3月8日告示第65号の3、平成25年4月1日施行) <a href="https://www.town.fujikawa.yamanashi.jp/reiki/reiki_int/reiki_honbun/r388RG00000544.html#e000000284">https://www.town.fujikawa.yamanashi.jp/reiki/reiki_int/reiki_honbun/r388RG00000544.html#e000000284</a>
45		南部町	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者又は癲癇の発作等により、頻繁に転倒する療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳所持者	南部町心身障害者(児)日常生活用具給付等事業実施規則(平成26年3月24日規則第6号、平成30年9月1日施行)
	火災警報器		2級以上の身体障害者、重度の知的障害者、精神障害者保健福祉手帳1級以上の所持者又は難病患者等で、いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	<a href="https://www.town.nanbu.yamanashi.jp/reiki_int/reiki_honbun/e632RG00000557.html#e000000133">https://www.town.nanbu.yamanashi.jp/reiki_int/reiki_honbun/e632RG00000557.html#e000000133</a>	
	自動消火器				
46		大月市	頭部保護帽	てんかんの発作等により頻繁に転倒する重度又は最重度の知的障害及び精神障害でそれぞれ原則として3歳以上の者	大月市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱(平成19年2月28日告示第5号、令和4年12月23日施行) <a href="https://www.city.otsuki.yamanashi.jp/reiki/reiki_honbun/e607RG00000775.html#e000000263">https://www.city.otsuki.yamanashi.jp/reiki/reiki_honbun/e607RG00000775.html#e000000263</a>

No.	都道府県	区市町村	種目	対象者 (精神障害・発達障害の関連部分を抜粋)	参考URL
47	長野	伊那市	頭部保護帽	転倒等により頭部を強打するおそれのある身体障害児者若しくは重度の知的障害児者又はてんかんの発作等により頻繁に転倒する精神障害児者	伊那市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱(平成29年3月31日告示第171号、令和5年4月1日施行) <a href="https://www1.g-reiki.net/ina/reiki_honbun/e710RG00001114.html">https://www1.g-reiki.net/ina/reiki_honbun/e710RG00001114.html</a>
			紙おむつ等	(3) 次に掲げる障害者手帳を所持し、その障害により、常に紙おむつの着用が必要なもの(リハビリ等一時的な着用は除き、着用の必要性を医師の意見書等で確認するものとする。) イ 精神障害者保健福祉手帳(高次脳機能障害)2級以上	
48		岡谷市	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する者(児)若しくは同程度の機能障害を有する難病患者等で、家庭内の移動等において介助を必要とする者(児)、重度若しくは最重度知的障害者(児)又は発達障害者(児)(原則として3歳以上の者)	岡谷市障害者日常生活用具支給事業実施要綱(平成18年9月29日告示第146号、令和5年9月22日施行) <a href="https://www1.g-reiki.net/okaya/reiki_honbun/e705RG00000877.html#e000000223">https://www1.g-reiki.net/okaya/reiki_honbun/e705RG00000877.html#e000000223</a>
			火災警報器	障害等級2級以上の者(児)又は同程度の機能障害を有する難病患者等、若しくは重度又は最重度知的障害者(児)、発達障害者(児)、最重度の精神障害者(児)が必置義務を超えて設置するとき(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	
			災害時等識別ベスト	視覚障害者(児)又は聴覚障害者(児)若しくは発声・発語に著しい障害を有する者(児)又は重度若しくは最重度の知的障害者(児)、発達障害者(児)又は最重度の精神障害者(児)であって災害時等に意思疎通に支障があると認められる者(児)(原則として学齢児以上の者)	
			自動消火器	障害等級2級以上の者(児)又は同程度の機能障害を有する難病患者等、若しくは重度又は最重度知的障害者(児)、発達障害者(児)又は最重度の精神障害者(児)(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	
			電磁調理器	視覚障害者2級以上の者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)、重度若しくは最重度の知的障害者、発達障害者又は最重度の精神障害者であって18歳以上の者	
49	岐阜	坂祝町	特殊マット	下肢又は体幹機能障害2級以上及び重度又は最重度の知的障害児・者又は精神障害1級を有する者。(常時介護を要する児・者に限る。)	坂祝町障害児・者日常生活用具給付事業実施要綱(平成18年9月28日訓令第21号、令和4年1月4日施行) <a href="https://reiki.town.sakahogi.gifu.jp/reiki_honbun/i361RG00000457.html">https://reiki.town.sakahogi.gifu.jp/reiki_honbun/i361RG00000457.html</a>
			頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害児・者であって、頻繁に転倒するおそれがある児・者及び、重度又は最重度の知的障害児・者又は精神障害を有する者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するおそれがある児・者	
			特殊便器	上肢障害2級以上及び、重度又は最重度の知的障害児・者又は精神障害1級を有する者で、自らの排便の処理が困難な児・者。(児にあつては、原則として学齢児以上。)	
			火災警報機	障害等級2級以上及び、重度又は最重度の知的障害児・者又は精神障害1級を有する者。(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。)	
			自動消火器	障害等級2級以上及び、重度又は最重度の知的障害児・者又は精神障害1級を有する者。(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。)	
			電磁調理器	視覚障害2級以上及び、重度又は最重度の知的障害児・者又は精神障害1級を有する者。(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。)	
50		下呂市	頭部保護帽	療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持し、頻繁に転倒する者	下呂市「日常生活用具支給制度のご案内」(2021年1月12日更新)日常生活用具一覧 <a href="https://www.city.gero.lg.jp/uploaded/attachment/4615.pdf">https://www.city.gero.lg.jp/uploaded/attachment/4615.pdf</a>

No.	都道府県	区市町村	種目	対象者 (精神障害・発達障害の関連部分を抜粋)	参考URL
51	静岡	東伊豆町	頭部保護帽	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定された者、若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者又は身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害(平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害に係る者に限る。)を有し、必要と認められる者。又は、同程度の障害を有する難病患者等。	東伊豆町重度障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱(平成18年11月22日要綱第38号、令和6年5月17日施行) <a href="https://www.l.g-reiki.net/town.higashiizu.shizuoka/reiki_honbun/g323RG00000392.html">https://www.l.g-reiki.net/town.higashiizu.shizuoka/reiki_honbun/g323RG00000392.html</a>
52		湖西市	頭部保護帽	(障害児)療育手帳の交付を受けている児童、精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、かつ、てんかんの発作等により頻繁に転倒する児童、平衡、下肢若しくは体幹機能障害を有する児童かつ当該特性から用具の給付を所長が必要と認めた者又は同程度の障害を有する難病患者	湖西市「日常生活用具の給付」(2024年2月7日更新)日常生活用具一覧 <a href="https://www.city.kosai.shizuoka.jp/material/files/group/16/nichijouseikatuyouguichiran.pdf">https://www.city.kosai.shizuoka.jp/material/files/group/16/nichijouseikatuyouguichiran.pdf</a>
53		伊豆市	頭部保護帽	知的障害者若しくは精神障害者であつて、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの及び平衡機能又は下肢若しくは体幹の機能障害を有し、必要と認められるもの又は同程度の障害を有する難病患者等	伊豆市障害者等日常生活用具給付実施要綱(平成19年3月30日告示第52号、改正平成28年5月23日告示第102号) <a href="https://www.city.izu.shizuoka.jp/material/files/group/8/01020101_pdf_2017125_radF5D9B.pdf">https://www.city.izu.shizuoka.jp/material/files/group/8/01020101_pdf_2017125_radF5D9B.pdf</a>
54	愛知	春日井市	療育支援用具	18歳未満の療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳所持者で、用具の使用により療育の効果が見込まれる方	<a href="https://www.city.kasugai.lg.jp/kenko/syogai/nichijousouryaku/nitijouseikatsuyougunohuyo.html">https://www.city.kasugai.lg.jp/kenko/syogai/nichijousouryaku/nitijouseikatsuyougunohuyo.html</a>
55		みよし市	頭部保護帽	③精神障がい者(医師の意見書によりてんかん発作等により頻繁に転倒することが確認できる者)	みよし市障害者日常生活用具給付等事業実施要綱(平成15年4月1日、令和3年4月1日施行)
			火災警報器	③1級の精神障がい者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	<a href="https://www.l.g-reiki.net/aichi-miyoshi/reiki_honbun/i569RG00000684.html">https://www.l.g-reiki.net/aichi-miyoshi/reiki_honbun/i569RG00000684.html</a>
			自動消火器	③1級の精神障がい者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	
56		豊田市	頭部保護帽	精神障がい(意見書)	豊田市障がい者日常生活用具給付等事情実施要綱(平成28年4月1日施行)
			火災報知器	精神障がい1級	<a href="https://www.city.toyota.aichi.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/002/831/todokede/1_3k02.pdf">https://www.city.toyota.aichi.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/002/831/todokede/1_3k02.pdf</a>
			自動消火器	精神障がい1級	
57		知多市	頭部保護帽	下肢、体幹、平衡若しくは移動機能障害、知的障害A判定又は精神障害1級若しくは2級の障害者等で、てんかん発作等により頻繁に転倒するもの(知的障害B判定若しくはC判定又は精神障害3級の障害者等については、医師意見書により頻繁に転倒することが確認できるもの)	知多市日常生活用具給付事業実施要綱(平成19年4月1日)別表 <a href="https://www.city.chita.lg.jp/docs/2024091900030/file_contents/nitizouseikatuyougu_bepyou.pdf">https://www.city.chita.lg.jp/docs/2024091900030/file_contents/nitizouseikatuyougu_bepyou.pdf</a>
			火災警報器	身体障害1級若しくは2級、知的障害A判定又は精神障害1級の障害者等(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	
			自動消火器	身体障害1級若しくは2級、知的障害A判定又は精神障害1級の障害者等(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	



No.	都道府県	区市町村	種目	対象者 (精神障害・発達障害の関連部分を抜粋)	参考URL
58	三重	津市	頭部保護帽	平衡障害、下肢障害又は体幹機能障害を有する者、知的障害を有する者及び精神障害を有するもので、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	津市重度障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱(平成19年5月31日訓第33号、改正令和4年3月31日訓第26号) <a href="https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1001000000820/simple/yoko19033jyudosityogaisyaseikatsu.pdf">https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1001000000820/simple/yoko19033jyudosityogaisyaseikatsu.pdf</a>
59		桑名市	頭部保護帽	平衡、下肢、体幹、知的又は精神障害を有する者(てんかんの発作等により頻繁に転倒する者)施設利用者も可	桑名市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱(平成18年9月30日告示第179号、令和6年10月18日施行) <a href="https://www.l.g-reiki.net/kuwana/reiki_honbun/r069RG00000928.html">https://www.l.g-reiki.net/kuwana/reiki_honbun/r069RG00000928.html</a>
60		伊勢市	頭部保護帽	平衡機能、下肢、体幹機能、知的、精神障害(てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの)	伊勢市重度障害児(者)日常生活用具給付事業実施要綱(平成19年1月5日、令和6年4月1日施行) <a href="https://reikisyu.city.ise.mie.jp/ise/reiki_honbun/r329RG00000939.html#e000000313">https://reikisyu.city.ise.mie.jp/ise/reiki_honbun/r329RG00000939.html#e000000313</a>
61	滋賀	彦根市	火災警報器	次に掲げる、火災発生の感知および避難が著しく困難な障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯 (3) 精神保健福祉手帳2級以上の者で、真に必要と認められるもの	彦根市地域生活支援事業実施要綱(平成18年11月6日告示第194号、改正令和4年4月1日告示第123号) <a href="https://www.city.hikone.lg.jp/section/reiki_int/act/frame/frame110001135.htm">https://www.city.hikone.lg.jp/section/reiki_int/act/frame/frame110001135.htm</a>
		自動消火器	次に掲げる、火災発生の感知および避難が著しく困難な障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯 (3) 精神保健福祉手帳2級以上の者で、真に必要と認められるもの		
		電磁調理器	次に掲げる、視覚障害者、知的障害者または精神障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯 (3) 精神保健福祉手帳を所持する者で必要と認められるもの		
62		野洲市	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する者、又は療育手帳・精神保健福祉手帳所持者でてんかんの発作等により頻繁に転倒する者	野洲市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱(平成18年12月28日告示第214号、平成29年4月1日施行) <a href="https://www.city.yasu.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r042RG00000904.html#e000000386">https://www.city.yasu.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r042RG00000904.html#e000000386</a>
		火災警報器	障害等級2級以上の者又は難病疾患患者(いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯)		
		自動消火器	障害等級2級以上の者又は難病疾患患者(いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯)		

No.	都道府県	区市町村	種目	対象者 (精神障害・発達障害の関連部分を抜粋)	参考URL
63	京都	京都市	頭部保護帽	平衡機能、下肢、体幹機能障害又は児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児又は知的障害者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者若しくは精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者 ただし、在宅生活者に限らない	京都市重度心身障害児者日常生活用具給付要綱(平成12年4月1日)別表1 <a href="https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/cmsfiles/contents/0000201/201812/nisseiyokou_kyotocity_beppyoyo.pdf">https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/cmsfiles/contents/0000201/201812/nisseiyokou_kyotocity_beppyoyo.pdf</a>
			火災警報器	2級以上の身体障害者手帳の交付を受けた者、又は児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児又は知的障害者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者、若しくは精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者でそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	
			自動消火器	2級以上の身体障害者手帳の交付を受けた者、児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害児若しくは知的障害者として判定され障害の程度が重度若しくは最重度である者、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者又は難病等によりそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	
64		宇治市	頭部保護帽	精神障害児・者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	宇治市障害者等日常生活用具給付等事業対象用具(令和6年8月1日改正) <a href="https://www.city.uji.kyoto.jp/uploaded/attachment/41517.pdf">https://www.city.uji.kyoto.jp/uploaded/attachment/41517.pdf</a>
			火災警報器	精神障害1級の者	
			自動消火器	(火災発生の感知および避難が困難な障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯)	
65	大阪	大阪市	頭部保護帽	精神障がい者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	大阪市福祉局障がい者施策部「重度障がい者日常生活用具給付基準」(令和6年12月2日) <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/cmsfiles/contents/0000626/626534/besshi_kijun.pdf">https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/cmsfiles/contents/0000626/626534/besshi_kijun.pdf</a>
			イヤーマフ・デジタル耳栓	知的障がい又は精神障がい聴覚過敏の者	
66		東大阪市	火災警報機	精神障害者:1級及び同程度の者(医師の意見書必要)	東大阪市「平成20年度版 福祉のしおり—障害のある方のために—」p.15. <a href="https://www.city.higashiosaka.lg.jp/cmsfiles/contents/0000007/7107/mentalsiori.pdf">https://www.city.higashiosaka.lg.jp/cmsfiles/contents/0000007/7107/mentalsiori.pdf</a>
			自動消火器	精神障害者:1級及び同程度の者(医師の意見書必要)	
			頭部保護帽	精神障害者:1級及び同程度でてんかんの発作等により頻繁に転倒する者	
67		吹田市	頭部保護帽	精神障がいの程度が1級又は2級の方	吹田市「日常生活用具の給付」(2024年5月14日更新)日常生活用具一覧 <a href="https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/014/914/1201027165731.pdf">https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/014/914/1201027165731.pdf</a>
			火災警報器	障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属し、次のいずれかに該当する方 ・身体又は精神障がいの程度が1級又は2級の方	
			自動消火器	障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属し、次のいずれかに該当する方 ・身体又は精神障がいの程度が1級又は2級の方	

No.	都道府県	区市町村	種目	対象者 (精神障害・発達障害の関連部分を抜粋)	参考URL	
68	兵庫	丹波篠山市	療育支援用具	療育手帳又は障害児給付サービス受給者証を所持する児童であって、用具の使用により療育効果が見込まれる者	<a href="https://www.city.tambasayama.lg.jp/soshikikarasagasu/shakaifukushika/kenko_fukushi/saidotetsuduki/5457.html">https://www.city.tambasayama.lg.jp/soshikikarasagasu/shakaifukushika/kenko_fukushi/saidotetsuduki/5457.html</a>	
69		三木市	頭部保護帽	(2)知的障害・精神障害でてんかん発作により頻繁に転倒する者	三木市重度障害者日常生活用具給付等実施要綱(昭和58年3月31日、令和2年4月1日施行) <a href="https://www.city.miki.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/k317RG00001000.html">https://www.city.miki.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/k317RG00001000.html</a>	
70		小野市	頭部保護帽	(2)知的障害者(児)又は精神障害者(児)で、てんかん発作等により頻繁に転倒するもの	小野市重度障害者(児)等日常生活用具費給付事業実施要綱(平成18年10月1日告示第123号、令和5年9月20日施行) <a href="https://www.city.ono.hyogo.jp/section/~somu/reiki/reiki_honbun/v400RG00000722.html">https://www.city.ono.hyogo.jp/section/~somu/reiki/reiki_honbun/v400RG00000722.html</a>	
			火災警報器	身体障害2級以上、知的障害A判定又は精神障害1級で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者(障害者のみの世帯に限る。)		
			自動消火器	(1)身体障害2級以上、知的障害A判定又は精神障害1級で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者		
71		西宮市	火災警報器	身体障害・知的障害・精神障害:感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯、これに準ずる世帯(身体1・2級、療育A、精神1・2級)	西宮市「障害のある人の補装具・日常生活用具」(2024年6月7日更新) <a href="https://www.nishi.or.jp/kosodate/kosodate/shogainoarukodomo/support/shogaiyogu.html">https://www.nishi.or.jp/kosodate/kosodate/shogainoarukodomo/support/shogaiyogu.html</a>	
			自動消火器			
72	奈良	橿原市	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障害者(児)。又は、重度又は最重度の知的障害者(児)若しくは精神障害者(児)で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	橿原市日常生活用具給付事業等実施要綱(平成26年7月11日告示第160号) <a href="https://www.city.kashihara.nara.jp/section/reiki/H426902500160/H426902500160.html">https://www.city.kashihara.nara.jp/section/reiki/H426902500160/H426902500160.html</a>	
73		大和高田市	頭部保護帽	精神障害者手帳の交付を受けていて、てんかん発作等により頻繁に転倒する人	大和高田市「日常生活用具の給付」(2022年1月21日更新) <a href="https://www.city.yamatotakada.nara.jp/soshikikarasagasu/shakaifukushika/shogaishafukushi/2/1745.html">https://www.city.yamatotakada.nara.jp/soshikikarasagasu/shakaifukushika/shogaishafukushi/2/1745.html</a>	
74	和歌山	橋本市	頭部保護帽	平衡機能若しくは下肢若しくは体幹機能障がいを含む身体障がい者又はてんかんの発作等により、頻繁に転倒する療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳を所持する者	橋本市日常生活用具給付等事業実施要綱(平成18年12月15日告示第348号、令和4年4月1日施行) <a href="https://www.city.hashimoto.lg.jp/section/reiki_honbun/r282RG00000929.html">https://www.city.hashimoto.lg.jp/section/reiki_honbun/r282RG00000929.html</a>	
			火災警報器			火災発生の感知・避難が困難な身体障害者手帳2級以上又は療育手帳の判定が重度以上又は精神障害者保健福祉手帳1級又は難病患者等で障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
			自動消火器			火災発生の感知・避難が困難な身体障害者手帳2級以上又は療育手帳の判定が重度以上又は精神障害者保健福祉手帳1級又は難病患者等で障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
75		紀の川市	頭部保護帽	てんかんの発作等により頻繁に転倒し、医師の意見書により必要と認められる精神障害者	紀の川市日常生活用具給付等事業実施規則(平成27年4月1日規則第23号、令和6年4月1日施行) <a href="https://www1.g-reiki.net/kinokawa/reiki_honbun/r252RG00001025.html#e000000428">https://www1.g-reiki.net/kinokawa/reiki_honbun/r252RG00001025.html#e000000428</a>	
			火災警報器	障害の程度が1級以上の精神障害者で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な単身又はこれに準ずる世帯		
			自動消火器	障害の程度が1級以上の精神障害者で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な単身又はこれに準ずる世帯		

No.	都道府県	区市町村	種目	対象者 (精神障害・発達障害の関連部分を抜粋)	参考URL
76	鳥取	倉吉市	頭部保護帽	精神障害者保健福祉手帳所持者で頻繁に転倒する者	倉吉市「日常生活用具・福祉用具制度」日常生活用具一覧 <a href="https://www.city.kurayoshi.lg.jp/secure/2596/nitijyo-seikatsu06-07.pdf">https://www.city.kurayoshi.lg.jp/secure/2596/nitijyo-seikatsu06-07.pdf</a>
			火災警報器	精神障害者保健福祉手帳1級又は2級(火災発生の感知及び非難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	
			自動消火器		
			電磁調理器	精神障害者保健福祉手帳1級又は2級	
77	鳥取市	頭部保護帽	平行機能、下肢若しくは体幹機能障がい有する者、知的障がいの程度がA判定の者又は精神障がいの程度が1級の者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	「鳥取市障がい者(児)日常生活用具給付事業」(2024年11月14日)日常生活用具給付事業給付品目一覧(R6.8現在) <a href="https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1379999454817/simple/hinmokuichiran.pdf">https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1379999454817/simple/hinmokuichiran.pdf</a>	
		火災警報器	視覚、聴覚、下肢、体幹機能のいずれかの障がいの程度が2級以上、知的障がいの程度がA判定又は精神障がいの程度が1級の者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯		
		自動消火器			
78	島根	津和野町	頭部保護帽	平衡機能、下肢、体幹機能障害又は児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児又は知的障害者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者若しくは精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者。	津和野町「日常生活用具の種目」(2012年12月7日) <a href="https://www.town.tsuwano.lg.jp/www/content/s/100000216000/index.html">https://www.town.tsuwano.lg.jp/www/content/s/100000216000/index.html</a>
79	島根	大田市	頭部保護帽	知的障害が重度又は最重度又は精神障害1級であり、てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害児・者又は精神障害者(それぞれ在宅の者に限る)及び平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害(移動等において介助を必要とする者に限る)を有する身体障害児・者であって、原則として3歳以上のもの	大田市障害者日常生活用具費支給事業実施要綱(平成18年9月29日告示第69号の5、令和4年12月1日施行) <a href="http://www.iwamigin.jp/ohda/reiki/reiki_honbun/r198RG00000796.html#e000000348">http://www.iwamigin.jp/ohda/reiki/reiki_honbun/r198RG00000796.html#e000000348</a>
			火災警報器	知的障害が重度又は最重度である知的障害児・者及び精神障害1級である精神障害者及び障害等級2級以上を有する身体障害児・者であって、原則としてそれぞれ在宅かつ火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(当該世帯が単身世帯及びこれに準じる世帯である場合に限る)	
			自動消火器		
80	岡山	岡山市	火災警報器	③精神障害 精神障害1級又は障害支援区分3以上の児・者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯	岡山市障害者日常生活用具給付事業実施要綱(平成26年4月1日) <a href="https://www.city.okayama.jp/kurashi/cmsfiles/contents/0000007/7728/nichijouseikatsuyogu_yoko.pdf">https://www.city.okayama.jp/kurashi/cmsfiles/contents/0000007/7728/nichijouseikatsuyogu_yoko.pdf</a>
			自動消火器	③精神障害 精神障害1級又は障害支援区分3以上の児・者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯	
			頭部保護帽	③精神障害 精神障害1級又は障害支援区分3以上の児・者でてんかん等の発作等により頻繁に転倒する者	
81		倉敷市	障がい児療育支援用具	療育手帳又は障がい福祉サービス受給者証を所持する児童であって、用具の使用により療育効果が見込まれる方 18歳未満	<a href="https://www.city.kurashiki.okayama.jp/secure/27438/nitijou_syumokuhyou.pdf">https://www.city.kurashiki.okayama.jp/secure/27438/nitijou_syumokuhyou.pdf</a>
82		勝央町	頭部保護帽	児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度または最重度である者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの及び精神障害児・者。	勝央町障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱(平成25年6月17日告示第54号) <a href="https://www.lg-reiki.net/town.shoo/reiki_honbun/m266RG00000470.html#e000000178">https://www.lg-reiki.net/town.shoo/reiki_honbun/m266RG00000470.html#e000000178</a>
			火災警報機	障害等級2級以上または児童相談所・知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され、障害の程度が重度または最重度である者及び精神障害児・者。	
			自動消火器	(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。)	

No.	都道府県	区市町村	種目	対象者 (精神障害・発達障害の関連部分を抜粋)	参考URL
83	広島	広島市	頭部保護帽	てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害者(児)・精神障害者(児)	広島市障害者(児)日常生活用具給付事業実施要綱別表(種目別一覧) <a href="https://www.city.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/50792.pdf">https://www.city.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/50792.pdf</a>
			自動消火器	障害程度2級以上の身体障害者(児)、重度若しくは最重度の知的障害者(児)又は各級の精神障害者(児)(いずれも火災発生の感知・避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	
84		三原市	頭部保護帽	②重度知的障害者・児又は精神障害者・児でてんかんの発作等により頻繁に転倒する者	三原市「補装具・日常生活用具」(2024年6月1日)三原市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱 別表 <a href="https://www.city.mihara.hiroshima.jp/uploaded/attachment/146930.xls">https://www.city.mihara.hiroshima.jp/uploaded/attachment/146930.xls</a>
			火災警報器	障害等級2級以上、重度知的障害者・児又は精神障害者・児1級で火災発生の感知及び避難が著しく困難な者(当該者・児の世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る。)	
			自動消火器		
			療育支援用具	療育手帳(64歳以下)又は障害児通所支援サービス受給者証を所持する児童であって、用具の使用により療育効果が見込まれる者	
85		尾道市	頭部保護帽	てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害者、精神障害者	尾道市「日常生活用具の給付」(2024年7月3日更新)日常生活用具の対象品目 <a href="https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/uploaded/attachment/49188.pdf">https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/uploaded/attachment/49188.pdf</a>
			火災警報器	障害程度2級以上、重度若しくは最重度の知的障害者又は精神障害者1級(いずれも火災発生の感知・避難が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	
			自動消火器		
86	山口	防府市	特殊マット	重度知的障害児(者)・精神障害児(者)	防府市「日常生活用具給付事業」(2023年2月1日)日常生活用具給付等事業対象用具一覧表 <a href="https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/uploaded/attachment/124298.pdf">https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/uploaded/attachment/124298.pdf</a>
			頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害、てんかんの発作等により頻繁に転倒する重度知的障害児(者)・精神障害者	
			火災警報機	障害種別に関わらず火災発生の感知・避難が困難な重度障害者のみの世帯	
			自動消火器		
87		岩国市	頭部保護帽	(1) 平行機能、下肢若しくは体幹機能障害者(児)又はてんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害者(児)若しくは精神障害者	岩国市「日常生活用具給付事業」(2024年4月1日更新)岩国市重度障害者(児)日常生活用具給付事業要領 <a href="https://www.city.iwakuni.lg.jp/site/syougaihukusi/2356.html">https://www.city.iwakuni.lg.jp/site/syougaihukusi/2356.html</a>
			火災警報機	(3) 精神障害者保健福祉手帳1級の者で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者(児)	
			自動消火器		
88	徳島	美波町	頭部保護帽	次の各号のいずれかに該当する者 (3) 精神障害者(児)で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	美波町障害者等日常生活用具給付事業実施要綱(平成18年10月1日告示第82号、令和4年4月1日施行) <a href="https://www.town.minami.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/r258RG00000560.html">https://www.town.minami.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/r258RG00000560.html</a>
89		鳴門市	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障害者(児)。療育手帳の等級がA1又はA2の知的障害者(児)。若しくは、てんかんの発作等により頻繁に転倒する恐れのある精神障害者(児)	鳴門市「日常生活用具給付等事業」日常生活用具種目一覧表 <a href="https://www.city.naruto.tokushima.jp/_files/00572149/nichijoseikatsuyogu_r6.pdf">https://www.city.naruto.tokushima.jp/_files/00572149/nichijoseikatsuyogu_r6.pdf</a>
90	香川	坂出市	頭部保護帽	てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障がい者(児)・精神障がい者	坂出市「日常生活用具購入費の給付」(2022年7月13日更新) <a href="https://www.city.sakaide.lg.jp/site/fukushi-syogaifukushi/nitizyouseikatuyougukounyuuhi.html">https://www.city.sakaide.lg.jp/site/fukushi-syogaifukushi/nitizyouseikatuyougukounyuuhi.html</a>
			火災警報器	障がい種別にかかわらず火災発生の感知・避難が困難な重度の障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯のもの	
			自動消火器		
91		観音寺市	頭部保護帽	・知的障害者(児)及び精神障害者(児):てんかんの発作等により頻繁に転倒する者または転倒の危険があると認められる者	観音寺市「日常生活用具購入費の給付」(2022年12月1日更新) <a href="https://www.city.kanonji.kagawa.jp/soshiki/15/3963.html">https://www.city.kanonji.kagawa.jp/soshiki/15/3963.html</a>
			火災警報器	次のいずれかに該当し、かつ、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者	
			自動消火器	・精神障害者(児):手帳の等級が2級以上の者	

No.	都道府県	区市町村	種目	対象者 (精神障害・発達障害の関連部分を抜粋)	参考URL
92	愛媛	西条市	頭部保護帽	平衡機能、下肢又は体幹機能障害で頻繁に転倒する者又はてんかんの発作等により頻繁に転倒する療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持する者	西条市障害者日常生活用具給付事業実施要綱(平成21年5月25日告示第22号) <a href="https://www.city.saijo.ehime.jp/uploaded/attachment/70371.pdf">https://www.city.saijo.ehime.jp/uploaded/attachment/70371.pdf</a>
			火災警報器	火災発生の感知・避難が困難な者で身体障害者手帳2級以上、療育手帳の判定が重度以上若しくは精神障害者保健福祉手帳1級を所持するもの又は難病患者等であるもの(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	
			自動消火器		
93		松山市	頭部保護帽	平衡機能障害、下肢機能障害、体幹機能障害、運動機能障害(移動)、知的障害A又は精神障害2級以上の者(発作等により頻繁に転倒する者に限る。)	松山市日常生活用具費支給事業実施要綱 日常生活用具別表1・2 <a href="https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/fukushi/shogai/hosougu_nisseigu/nisseigukyuufile.s/r6beppyou.pdf">https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/fukushi/shogai/hosougu_nisseigu/nisseigukyuufile.s/r6beppyou.pdf</a>
94	宇和島市	宇和島市	頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害、てんかん発作等により頻繁に転倒する知的障害者(児)・精神障害者	宇和島市「日常生活用具の給付について」(2024年4月19日更新)日常生活用具対象要件及び基準単価表 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/uploaded/attachment/54800.pdf">https://www.city.uwajima.ehime.jp/uploaded/attachment/54800.pdf</a>
			火災警報器	障害種別に関わらず火災発生の感知・非難が困難な障害者(単身及びこれに準ずる世帯)	
			自動消火器		
95	高知	高知市	頭部保護帽	平衡機能若しくは下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒するおそれのある身体障害者(児)又は重度若しくは最重度と判定された知的障害者(児)若しくは精神障害者であって、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	高知市「日常生活用具の給付について」日常生活用具給付品目一覧 <a href="https://www.city.kochi.kochi.jp/uploaded/attachment/143607.pdf">https://www.city.kochi.kochi.jp/uploaded/attachment/143607.pdf</a>
			火災警報機	障害等級2級以上の身体障害者(児)又は重度若しくは最重度と判定された知的障害者(児)若しくは精神障害者であって、それぞれ火災発生の感知及び避難が困難なもの(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	
			自動消火器	障害等級2級以上の身体障害者(児)、重度若しくは最重度と判定された知的障害者(児)若しくは精神障害者又は難病患者であって、それぞれ火災発生の感知及び避難が困難なもの(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	
96		四万十市	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障害者(児)。又は、重度又は最重度の知的障害者(児)若しくは精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	四万十市地域生活支援事業実施規則(平成26年12月26日規則第30号、令和6年4月1日施行) <a href="http://www1.city.shimanto.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/r101RG00000777.html#e000001615">http://www1.city.shimanto.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/r101RG00000777.html#e000001615</a>
			火災警報器	障害等級2級以上の身体障害者(児)、重度若しくは最重度の知的障害者(児)及び精神障害者保健福祉手帳2級以上の障害者であってそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	
			自動消火器		

No.	都道府県	区市町村	種目	対象者 (精神障害・発達障害の関連部分を抜粋)	参考URL
97	福岡	直方市	頭部保護帽	精神障害者手帳保持者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	直方市障がい者等日常生活用具等給付事業実施要綱(平成19年3月30日告示第64号、令和6年4月1日施行) <a href="https://www.city.nogata.fukuoka.jp/reiki/reiki_honbun/q006RG00000501.html">https://www.city.nogata.fukuoka.jp/reiki/reiki_honbun/q006RG00000501.html</a>
98		福岡市	頭部保護帽	重度の知的障がい児・者又は障がい等級1級の精神障がい児・者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	「福岡市障がい児・者日常生活用具一覧表」(令和3年4月) <a href="https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/syougaisyashien/health/documents/kijyun.pdf">https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/syougaisyashien/health/documents/kijyun.pdf</a>
			火災警報器	障がい等級2級以上の身体障がい児・者、障がい等級1級の精神障がい児・者、又は重度の知的障がい児・者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	
			自動消火器	障がい等級2級以上の身体障がい児・者、難病患者等、障がい等級1級の精神障がい児・者、又は重度の知的障がい児・者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	
99		春日市	電磁調理器	・精神障害者保健福祉手帳の所持者	春日市「日常生活用具の給付」(令和5年4月3日更新) <a href="https://www.city.kasuga.fukuoka.jp/kosodate/shougai/shougaisha/1001914.html">https://www.city.kasuga.fukuoka.jp/kosodate/shougai/shougaisha/1001914.html</a>
			火災警報器	・精神障害者保健福祉手帳1級の人 ※火災発生の感知および避難が著しく困難な人(単身世帯またはこれに準ずる世帯)	
			自動消火器		
			頭部保護帽	・精神障害者保健福祉手帳の所持者 ※てんかんの発作などにより頻繁に転倒する人	
100	佐賀	佐賀市	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害である障がい者・児、知的障がい者・児として判定され障がいの程度が重度又は最重度であるもの及び精神障がい者でてんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	佐賀市「日常生活用具給付事業について」(2023年5月23日更新)日常生活用具対象種目一覧 <a href="https://www.city.saga.lg.jp/site_files/file/2023/202305/p1h1314ig715k1leg1v4q1rvk16so4.pdf">https://www.city.saga.lg.jp/site_files/file/2023/202305/p1h1314ig715k1leg1v4q1rvk16so4.pdf</a>
101		伊万里市	頭部保護帽	(1)児童相談所若しくは知的障がい者更生相談所において知的障がい児・者として判定され障がいの程度が重度若しくは最重度である者又は精神障がい者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	伊万里市重度障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱 <a href="https://www.city.imari.lg.jp/secure/30469/">https://www.city.imari.lg.jp/secure/30469/</a> 【届出_根拠規範】41_佐賀県伊万里市_1_3.pdf
			火災警報器	児童相談所又は知的障がい者更生相談所において知的障がい児・者として判定され障がいの程度が重度又は最重度である者及び身体障がい者手帳2級以上若しくは精神障がい者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	
			自動消火器	身体障がい者手帳2級以上、療育手帳A若しくは精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者又は難病患者等で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者	

No.	都道府県	区市町村	種目	対象者 (精神障害・発達障害の関連部分を抜粋)	参考URL
102	長崎	長与町	頭部保護帽	次の各号のいずれかに該当するもの(施設入所者を含む。) (2)知的障害児(者)又は精神障害児(者)であって、てんかん発作等により頻繁に転倒するもの (3)知的障害児(者)又は精神障害児(者)であって、自傷・多動等により頭部を保護しなければならない必要があると医師の意見書等で確認できるもの	長与町日常生活用具給付事業実施要綱(令和3年3月26日要綱第13号、令和3年4月1日施行) <a href="https://webtown.nagayo.jp/reiki/reiki_honbun/q316RG00000949.html#e000000824">https://webtown.nagayo.jp/reiki/reiki_honbun/q316RG00000949.html#e000000824</a>
			火災警報器	障害等級2級以上の身体障害児(者)、A1若しくはA2の知的障害児(者)又は精神保健福祉手帳1級の精神障害児(者)であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(障害児(者)のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	
			自動消火器		
			電磁調理器	視覚障害2級以上の身体障害者、A1若しくはA2の知的障害者又は精神保健福祉手帳1級の精神障害者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	
103	壱岐市	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害で転倒の危険がある身体障害者(児)、てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害者(児)及び精神障害者(児)	壱岐市重度障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱(平成25年4月1日告示第111号、令和5年4月1日施行) <a href="https://www.city.iki.nagasaki.jp/section/reiki/reiki_honbun/r014RG00001094.html">https://www.city.iki.nagasaki.jp/section/reiki/reiki_honbun/r014RG00001094.html</a>	
		火災報知器	身体障害者手帳2級以上の身体障害者(児)又は障害の程度が重度の知的障害者(児)及び精神障害者福祉手帳2級以上の精神障害者(児)で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な世帯及びこれに準ずる世帯		
		自動消火器	身体障害者手帳2級以上の身体障害者(児)、障害の程度が重度の知的障害者(児)又は精神障害者福祉手帳2級以上の精神障害者(児)及び難病患者で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な世帯及びこれに準ずる世帯		
104	熊本	山鹿市	頭部保護帽	下肢又は平衡機能若しくは体幹機能に障害があり、歩行及び立位が不安定で頻繁に転倒するおそれのある者、重度若しくは最重度の知的障害者又は精神障害者で、てんかん発作等により頻繁に転倒するおそれのある者	山鹿市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱(平成25年3月28日告示第41号、令和5年8月18日施行) <a href="https://www1.g-reiki.net/yamaga/reiki_honbun/r081RG00001008.html">https://www1.g-reiki.net/yamaga/reiki_honbun/r081RG00001008.html</a>
		防音保護具	発達障害を有する知的障害者又は精神障害者で、医師又は言語聴覚士の意見書により当該用具が必要と認められるもの		
105		菊陽町	頭部保護帽	②重度又は最重度の知的障害者(児)若しくは精神障害者(児)で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	菊陽町日常生活用具給付等事業実施要綱(平成18年9月29日要綱第40号、令和4年4月1日施行) <a href="https://www1.g-reiki.net/kikuyo/reiki_honbun/q438RG00000692.html">https://www1.g-reiki.net/kikuyo/reiki_honbun/q438RG00000692.html</a>
		防音保護具	療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している者(児)で、発達障害を専門とする医師又は言語聴覚士の意見書により当該用具が必要と認められるもの		
106		合志市	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障害者(児)。又は、重度又は最重度の知的障害者(児)若しくは精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	合志市日常生活用具給付等事業実施要綱(平成18年12月12日告示第147号) <a href="https://www.city.koshi.lg.jp/kiji0034535/3_4535_30725_up_lzjqgdy8.pdf">https://www.city.koshi.lg.jp/kiji0034535/3_4535_30725_up_lzjqgdy8.pdf</a>
		防音保護具	発達障害を有し、療育手帳所持者又は精神保健福祉手帳所持している者で、発達障害を専門とする医師又は言語聴覚士の意見書により当該用具が必要と認められるもの		



No.	都道府県	区市町村	種目	対象者 (精神障害・発達障害の関連部分を抜粋)	参考URL
107	大分	豊後高田市	頭部保護帽	(2) 重度の精神障害児・者のうち、転倒等により頭部を強打するおそれのある者 (3) 重度の知的障害児・者であって、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	「豊後高田市日常生活用具 給付品目」(2024.4 改正) <a href="https://www.city.bungotakada.oita.jp/uploaded/attachment/9203.pdf">https://www.city.bungotakada.oita.jp/uploaded/attachment/9203.pdf</a>
108		中津市	頭部保護帽	(18歳未満) 児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害児として判定され、障害の程度が重度若しくは最重度である者、精神保健福祉手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳による障害の程度が1級であるもの又は身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳による身体上の障害が平衡機能、下肢若しくは体幹機能障害であるもののうち、転倒等により頭部を強打するおそれのあるもの (18歳以上) 児童相談所若しくは知的障害者更生相談所にて知的障害者として判定され、障害の程度が重度若しくは最重度である者、精神保健福祉手帳の交付を受けた者であって、当該手帳による障害の程度が1級であるもの又は身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳による身体上の障害が平衡機能、下肢若しくは体幹機能障害であるもののうち、転倒等により頭部を強打するおそれのあるもの	中津市日常生活用具給付事業実施要綱(平成18年9月28日中津市告示第280号、改正令和6年2月13日中津市告示第46号) <a href="https://www.city-nakatsu.jp/doc/2011071500120/file_contents/20240401.pdf">https://www.city-nakatsu.jp/doc/2011071500120/file_contents/20240401.pdf</a>
			火災警報器	(18歳未満) 次の各号のいずれかに該当する者のうち、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの (2) 精神保健福祉手帳の交付を受けた者であって、当該手帳による障害の程度が1級であるもの (18歳以上) 次の各号のいずれかに該当する者のうち、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの (2) 精神保健福祉手帳の交付を受けた者であって、当該手帳による障害の程度が1級であるもの	
			自動消火器	上記に同じ。(当該者の世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る。)	
109	宮崎	三股町	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障害者(児)。又は、重度又は最重度の知的障害者(児)若しくは精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	三股町「日常生活用具の給付について」(2019年9月2日更新) <a href="https://www.town.mimata.lg.jp/contents/49.html">https://www.town.mimata.lg.jp/contents/49.html</a>
110		都城市	頭部保護帽	2 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者(児)として判定され障害の程度が重度若しくは最重度であるもの又は精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	都城市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱(平成18年12月22日告示第188号、令和6年12月2日施行) <a href="https://www4.city.miyakonojo.miyazaki.jp/mkj/reiki/reiki_int/reiki_honbun/r322RG00001090.html">https://www4.city.miyakonojo.miyazaki.jp/mkj/reiki/reiki_int/reiki_honbun/r322RG00001090.html</a>
111	鹿児島	中種子町	頭部保護帽	次のいずれかに該当する者 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 ・精神通院医療を受給者:転倒の危険があると認められる者	中種子町地域生活支援事業実施規則(平成25年4月1日規則第4号の1、令和5年10月1日施行) <a href="https://town.nakatane.kagoshima.jp/naka-reiki/reiki_honbun/q781RG00000695.html#e000011381">https://town.nakatane.kagoshima.jp/naka-reiki/reiki_honbun/q781RG00000695.html#e000011381</a>
			自動消火器	次のいずれかに該当し、かつ、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する在宅の者。 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者	
112		鹿児島市	頭部保護帽	知的障害A1若しくはA2の者若しくは下肢、体幹、平衡機能障害者でてんかんの発作等により頻繁に転倒するもの又は精神障害1級の者	鹿児島市重度障害者日常生活用具給付事業実施要綱 <a href="https://www.city.kagoshima.lg.jp/soumu/soumu/gyokan/documents/jushin_nichijou.pdf">https://www.city.kagoshima.lg.jp/soumu/soumu/gyokan/documents/jushin_nichijou.pdf</a>
			火災警報器	障害等級2級以上(精神障害にあつては1級)又は知的障害A1若しくはA2の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の者に限る。)	
			自動消火器	同上	

No.	都道府県	区市町村	種目	対象者 (精神障害・発達障害の関連部分を抜粋)	参考URL
113	沖縄	中城村	頭部保護帽	・精神障害者(児)で、てんかんの発作等による転倒や自傷行為により頭部を強打するおそれがある者。	中城村日常生活用具給付等事業実施要綱(平成19年3月23日訓令第7号、令和3年5月28日施行) <a href="https://www1.g-reiki.net/vill.nakagusuku/reiki_honbun/q927RG00000343.html">https://www1.g-reiki.net/vill.nakagusuku/reiki_honbun/q927RG00000343.html</a>
			火災警報器	・火災発生の感知・避難が著しく困難な精神障害者(児)。	
			自動消火器		
114		那覇市	頭部保護帽	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(児)、又は自立支援医療(精神通院医療)を受給している者で、てんかんの発作等による転倒や自傷行為により頭部を強打するおそれのあるものに限る。	那覇市日常生活用具給付要綱【別表・種目】(令和6年4月1日施行) <a href="https://www.city.naha.okinawa.jp/fukusi/syougai/hosougu/yougu.files/2.nitijyouseikatuyoukoubeppeyou2.pdf">https://www.city.naha.okinawa.jp/fukusi/syougai/hosougu/yougu.files/2.nitijyouseikatuyoukoubeppeyou2.pdf</a>
			火災警報器	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(児)であって、火災発生の感知・非難が著しく困難なもの。	
			自動消火器		